

令和8年度 市民税・府民税 申告の手引き

申告書の提出は

3月16日

までです。

平素は、当市税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
市民税・府民税は、前年の所得に対して課税されますので、前年（令和7年1月1日～令和7年12月31日まで）の所得等について申告してください。

申告書は、市民税・府民税についての課税や、医療・保険税（料）などの算定等に必要な資料となるものですから、この手引きを参考に、正確に記入して提出してください。

申告書を提出する必要がある人

令和8年1月1日現在木津川市に居住し、令和7年1月1日～令和7年12月31日までの1年間の所得等の状況が、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

① 営業等、不動産、配当による収入や、その他の収入があった人

② 給与所得者（パート・アルバイトを含む）で下記に該当する人

- 2か所以上から給与の支払いを受けている人
- 勤務先から木津川市に給与支払報告書が提出されていない人（注1）
- 医療費控除等、年末調整で適用していない各種控除を受ける人（注2）

③ 公的年金等受給者で、下記に該当する人

- 医療費控除、社会保険料控除、生命・地震保険料控除等の各種控除を受ける人（注2）

（注意）公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、上記③に該当する場合は、市民税・府民税の申告が必要です。

④ 令和7年中の所得がなく、下記に該当する人

介護保険料、国民健康保険税（料）の被保険者の人、各種福祉関係の助成制度などを利用する人、所得に関する証明書が必要な人。

⑤ 令和8年1月1日現在木津川市に住所がない人で、市内に家屋敷や店舗、事務所を有する人

（注1）提出状況は、勤務先にご確認ください。

（注2）所得税の還付を受ける場合は、確定（還付）申告が必要です。

※ 収入の内容によっては、確定申告が必要な場合があります。

申告書を提出する必要がない人

- 所得税の確定申告書を提出する人
- 年末調整が済んでいる給与所得者で、勤務先から木津川市に給与支払報告書が提出されている人（上記②に該当する場合は申告が必要です。）
- 公的年金等収入のみで、その他に所得がない人（上記③に該当する場合は申告が必要です。）

申告に必要なもの

- マイナンバーカード
- 所得金額がわかるもの（源泉徴収票、収支内訳書等）
- 各種控除を受けるために必要な領収書、証明書等（令和7年中に支払ったもの）
- 申告書（申告書は木津川市役所、加茂支所、山城支所、西部出張所に用意しています。）

申告書の提出先・問い合わせ先

木津川市役所 税務課 市民税係

住所 〒619-0286
京都府木津川市木津南垣外110番地9
電話 0774-75-1203（直通）
0774-72-0501（代表）

※ 申告書は木津川市ホームページにも掲載しています。

木津川市 申告書

検索

令和8年度の申告からマイナンバーカードを利用して電子申告ができるようになりました。
（詳しくは、木津川市ホームページをご覧ください。）

給与収入があった人の申告

●源泉徴収票がある場合

- ① 給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面『給与 力』欄に記入してください。
※ 2か所以上からの給与収入がある方は、支払金額の合計を記入してください。
- ② 給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額を、申告書表面『給与 ⑥』欄に記入してください。
- ③ 申告書表面『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。

●日給等のため源泉徴収票がない場合

- ① 申告書裏面『6 給与所得の内訳』欄に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与等、1年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください。(手取り額ではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で計算します。)
- ② 1年間の収入の合計額を、申告書表面『給与 力』欄に記入してください。
- ③ 給与収入金額から、下記の速算表を参考に給与所得金額を計算し、申告書表面『給与 ⑥』欄に記入してください。
- ④ 申告書表面『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。

＜記載例＞

6 給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日	給	勤	月	収
1	7,500	20	150,000		
2	7,500	20	150,000		
3	7,500	20	150,000		
4	7,500	20	150,000		
5	7,500	20	150,000		
6	7,500	20	150,000		
7	7,500	20	150,000		
8	7,500	20	150,000		
9	7,500	20	150,000		
10	7,500	20	150,000		
11	7,500	20	150,000		
12	7,500	18	135,000		
賞 与 等			268,000		
合 計			2,053,000		
勤務先所在地		木津川市木津〇〇			
勤務先名		××商事(株)			
電話番号		0774-〇〇-××××			

申告書の記載例

1	収 入	事 業	営 業 等	ア	601	300,000	円
		業	農 業	イ	602		
			不 動 産	ウ	603	600,000	
			利 子	エ	604		
			配 当	オ	605		
	金 額	給 与	カ	701	2,053,000		
		公的年金等	キ	96	2,000,000		
		業 務	ク	697			
		そ の 他	ケ	606			
		短 期	コ	—			
2	所 得	長 期	サ	—			
		一 時	シ	—			
	金 額	事 業	営 業 等	①	01	100,000	
		業	農 業	②	02		
			不 動 産	③	04	500,000	
			利 子	④	05		
			配 当	⑤	06		
	雑 額	給 与	⑥	07	1,256,400		
		公的年金等	⑦	—	900,000		
		業 務	⑧	797			
		そ の 他	⑨	97			
		合 計	⑩	08	900,000		
	総合譲渡一時		⑪	—			
	合 計		⑫	112	2,756,400		

●給与所得金額の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	収入-650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(収入÷4)※×2.8-80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(収入÷4)※×3.2-440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	収入-1,950,000円

※ (収入÷4) は、千円未満を切り捨てて計算します。

公的年金等の収入があった人の申告

- ① 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、申告書表面『公的年金等 キ』欄に記入してください。
※ 2か所以上からの公的年金収入がある方は、支払金額の合計を記入してください。
※ 遺族年金、障害年金等の非課税年金の受給額は、収入金額に含めないでください。
- ② ①の公的年金収入から、下記の速算表を参考に雑所得金額を計算し、申告書表面『公的年金等 ⑦』欄に記入してください。
- ③ 申告書表面『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』について記入してください。

●公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
		年金所得以外に係る合計所得金額		
令和7年12月31日現在 65歳以上の人 〔昭和36年1月1日以前に生まれた人〕	3,299,999円まで	1千万円以下 収入-1,100,000円	1千万円超2千万円以下 収入-1,000,000円	2千万円超 収入-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円
令和7年12月31日現在 65歳未満の人 〔昭和36年1月2日以後に生まれた人〕	1,299,999円まで	収入-600,000円	収入-500,000円	収入-400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入×75%-275,000円	収入×75%-175,000円	収入×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×85%-685,000円	収入×85%-585,000円	収入×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×95%-1,455,000円	収入×95%-1,355,000円	収入×95%-1,255,000円
	10,000,000円以上	収入-1,955,000円	収入-1,855,000円	収入-1,755,000円

(注) マイナスの場合は、「0円」になります。

●所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
ア. 本人が特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 [上限1,000万円] - 850万円) × 10%
- (2) 給与収入と年金収入等の双方があり、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合
所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額 [上限10万円] + 公的年金等に係る雑所得の金額 [上限10万円] - 10万円
※ (1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

収入金額等及び所得金額

収入（所得）の内容については、下記を参考に記入してください。

種類		内容	必要経費等						
事業	ア① 営業等	卸売業、小売業、飲食業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生ずる所得や、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工、左官などの自由職業または畜産業、漁業などの事業から生ずる所得です。 (収支内訳書を添付してください。)	● 収入を得るために支出した費用 (生活費・所得税・住民税等を除く) ● 専従者控除(給与)額						
	イ② 農業	農作物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。 (収支内訳書を添付してください。)	※ 青色申告による損失の繰越などは、確定申告が必要です。						
ウ③ 不動産		土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得です。 (収支内訳書を添付してください。)	収入金額－必要経費＝所得金額						
エ④ 利子		公社債及び預貯金の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配にかかる所得です。ただし、次の所得については申告する必要はありません。 ① 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 ② 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得 (※国外の預金の利子等は申告が必要です。)	● なし 収入金額＝所得金額						
オ⑤ 配当		法人から受ける剰余金の配当や、投資信託や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得です。下記の表のとおり申告してください。 <table><tr><th>区分</th><th>市民税・府民税</th></tr><tr><td>上場株式等の配当 (保有株式等が発行株式総数の3%未満に係る配当)</td><td>申告不要(注) (申告するかどうか選択可能)</td></tr><tr><td>その他のもの (非上場株式等に係る配当、上場株式等で保有株式等が発行株式総数の3%以上に係る配当)</td><td>申告必要 (少額配当等を除く)</td></tr></table> (注) 住民税5%が配当割として特別徴収されています。申告は不要ですが、申告した場合は、算出した所得割額から配当割額を控除し、精算します。ただし、申告した場合は6ページの注意書きのとおり影響がありますので、ご注意ください。	区分	市民税・府民税	上場株式等の配当 (保有株式等が発行株式総数の3%未満に係る配当)	申告不要(注) (申告するかどうか選択可能)	その他のもの (非上場株式等に係る配当、上場株式等で保有株式等が発行株式総数の3%以上に係る配当)	申告必要 (少額配当等を除く)	● 株式等を取得するための借入金負債利子 収入金額－必要経費＝所得金額
区分	市民税・府民税								
上場株式等の配当 (保有株式等が発行株式総数の3%未満に係る配当)	申告不要(注) (申告するかどうか選択可能)								
その他のもの (非上場株式等に係る配当、上場株式等で保有株式等が発行株式総数の3%以上に係る配当)	申告必要 (少額配当等を除く)								
カ⑥ 給与		給与(賞与)、賃金などの所得でパート、アルバイトなどの収入を含みます。 (源泉徴収票を添付または提示してください。)	給与と所得金額の速算表を参照してください。(2ページ)						
雑	キ⑦ 公的年金等	公的年金(国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、農業者年金基金法、恩給(一時恩給を除く。))などに基づき支給される年金及び政令で定める年金(源泉徴収票を添付または提示してください。)	公的年金等に係る雑所得金額の速算表を参照してください。(2ページ)						
	ク⑧ 業務	原稿・作曲・デザイン等の報酬、著作権の使用料、講演料、ネットオークションやフリマアプリにより得た収入(ハンドメイド作品の販売等により得た収入)などの副業(事業でない程度)で得た収入です。	● 収入を得るために支出した費用 (個人年金などは掛金)						
	ケ⑨ その他	年金(損害)保険契約に基づく年金、為替差益、シルバー人材センターからの分配金、国や地方公共団体(府・市)その他の団体から受ける手当・補助(給付)金(非課税規定のあるものを除く。)などの収入です。	収入金額－必要経費＝所得金額						
⑪ 総合譲渡・一時	コサ 総合譲渡	自動車や機械、船舶、特許権、漁業権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得です。 ● 短期…保有期間が5年以内の資産の譲渡 ● 長期…保有期間が5年を超える資産の譲渡	● 各資産の取得・譲渡費用 ● 収入を得るために支出した費用 所得金額＝コ＋{(サ＋シ) × 1/2}						
	シ 一時	法人から贈与を受けた金品、賞金、懸賞当選金品、競馬等の払戻金、生命保険の一時金や満期返戻金などによる所得です。 特別控除額は、上限50万円です。	総合短期譲渡コ＝収入金額－必要経費－特別控除額 総合長期譲渡サ＝収入金額－必要経費－特別控除額 一時シ＝収入金額－必要経費－特別控除額						

令和7年中所得がなかった人の申告

令和7年中に収入がなかった、または非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合、申告書裏面の「19 前年中に所得がなかった方等」欄のあてはまる項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

＜記載例＞

19 前年中に所得がなかった方等 ※ 数字を○で囲み必要事項を記入してください。

① 下記の人に扶養(援助)されていた。 住所 木津川市木津南垣外110番地9 氏名 木津川 太郎 (続柄 夫)	5. 下記の非課税年金を受給していた。 イ. 遺族年金 ロ. 障害年金 ハ. その他 () ※非課税年金の受給額は、表面の公的年金等の収入金額に含めないでください。
2. 学生であった。(学校名)	6. 病気療養中(入院・通院)であった。(令和7年 月 日から 月 日まで)
3. 雇用保険(失業保険)を受給していた。(令和7年 月 日から 月 日まで)	⑦ 無職であった。(令和7年 1月 1日から12月31日まで)
4. 生活保護を受けていた。(令和7年 月 日から 月 日まで)	8. その他

所得から差し引かれる控除の種類・金額

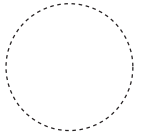
所得控除の内容については、下記を参考に記入してください。

控除の種類		控除の要件等 (令和7年12月31日の現況)	控除額 (控除額の計算方法)																													
13	社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険税（料）、国民年金保険料、介護保険料など）を支払った場合に記入してください。（国民年金保険料等の支払証明書を添付または提示してください。） (注) 配偶者やその他の親族の公的年金から天引きされている国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、あなたの申告で社会保険料控除の対象とはなりません。	支払額全額																													
14	小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和7年中に、第一種共済掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合に記入してください。（支払った掛金の額の証明書を添付または提示してください。）	支払額全額																													
15	生命保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づいて保険料を支払った場合や、一定の個人年金保険契約で個人年金保険料をあなたが令和7年中に支払った場合に記入してください。（支払保険料や掛金の額の証明書を添付または提示してください。） (注) 個人年金保険料控除の適用は、年金の受給者が、自己又はその配偶者の場合に限ります。	一般生命保険料分（A旧契約分+B新契約分）+ C介護医療保険料分 + 個人年金保険料分（D旧契約分+E新契約分）（合計限度額 70,000円） <table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">旧契約 平成23年12月31日 以前の契約</td><td>A 一般生命保険</td><td>15,000円まで</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>D 個人年金保険</td><td>15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2+7,500円</td></tr><tr><td></td><td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td rowspan="3">新契約 平成24年1月1日 以後の契約</td><td>B 一般生命保険</td><td>12,000円まで</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>C 介護医療保険</td><td>12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>E 個人年金保険</td><td>32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr></tbody></table> ※旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき、旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きな場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用することができます。		区分		支払保険料	控除額	旧契約 平成23年12月31日 以前の契約	A 一般生命保険	15,000円まで	支払額の全額	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	新契約 平成24年1月1日 以後の契約	B 一般生命保険	12,000円まで	支払額の全額	C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円			56,001円以上	28,000円
区分		支払保険料	控除額																													
旧契約 平成23年12月31日 以前の契約	A 一般生命保険	15,000円まで	支払額の全額																													
	D 個人年金保険	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																													
		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																													
新契約 平成24年1月1日 以後の契約	B 一般生命保険	12,000円まで	支払額の全額																													
	C 介護医療保険	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																													
	E 個人年金保険	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																													
		56,001円以上	28,000円																													
16	地震保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の住んでいる家屋や家財等を対象とした地震等損害部分の保険料や掛金を、あなたが令和7年中に支払った場合に記入してください。（支払保険料や掛金の証明書を添付または提示してください。）	A地震保険契約分 + B旧長期損害保険契約分（合計限度額25,000円） <table><thead><tr><th>区分</th><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">A 地震保険</td><td>50,000円まで</td><td>支払額×1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">B 旧長期損害保険</td><td>5,000円まで</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table> ※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。		区分	支払保険料	控除額	A 地震保険	50,000円まで	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険	5,000円まで	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円												
区分	支払保険料	控除額																														
A 地震保険	50,000円まで	支払額×1/2																														
	50,001円以上	25,000円																														
B 旧長期損害保険	5,000円まで	支払額の全額																														
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																														
	15,001円以上	10,000円																														
17	寡婦控除	① 夫と離婚した後に婚姻していない人で、子以外の扶養親族があり、令和7年中の本人の合計所得金額が500万円以下の人が該当します。 ② 夫と死別した後に婚姻していない人で、令和7年中の本人の合計所得金額が500万円以下の場合は、子以外の扶養親族の有無にかかわらず寡婦に該当します。 (注) 住民票の続柄に「妻（末届）」の記載がある方は対象外となります。	26万円																													
18	ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（令和7年中の総所得金額等が58万円以下で他の人の扶養親族等でない子）がある単身者で、令和7年中の本人の合計所得金額が500万円以下の人が該当します。 (注) 住民票の続柄に「夫（末届）」「妻（末届）」の記載がある方は対象外となります。	30万円																													
19	勤労学生控除	あなたが学生又は生徒で、自己の勤労による給与所得等とその他の所得の合計所得金額が85万円以下で、かつ合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下である場合に該当します。（在学証明書又は学生証などを提示してください。）	26万円																													
20	障害者控除	あなたや、あなたの配偶者、その他扶養親族（配偶者控除や扶養控除を受ける、配偶者やその他の扶養親族に限ります。）が障害者の場合に該当します。 (障害者手帳、障害者控除対象者認定証等を提示してください。) ①特別障害者……身体障害者手帳又は障害者控除対象者認定証の障害の程度が1級又は2級の人、重度の知的障害者と判定された人又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人が該当します。 ②その他の障害者…身体障害者手帳又は障害者控除対象者認定証の障害の程度が3級～6級の人、中・軽度の知的障害者と判定された人又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が2級以下の人が該当します。	①	30万円 (53万円) ()は同居の特別障害者の場合																												
			②	26万円																												
27	雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（令和7年中の総所得金額等が58万円以下の人）が、震災、風水害、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に記入してください。（損害を受けた資産の明細書、証明書を添付してください。）	次のいずれか多い方の金額 ①差引損失額－（総所得金額等の10%） ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 (注) 差引損失額＝損害金額－保険金等で補填される金額																													
28	医療費控除 (セルフメディケーション税制)	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和7年中に医療費又は医薬品等購入費を支払った場合に記入してください。 (注) 医療費の明細書を必ず添付してください。(領収書の添付は不要です。) (注) 明細書は受診者別、医療機関別に作成してください。 (注) セルフメディケーション税制を利用される方は、セルフメディケーション税制の明細書を必ず添付してください。(領収書の添付は不要です。)	①（支払った医療費－保険金等で補填される額）－（総所得金額等の合計額×5%と10万円との少ない方の金額） (限度額200万円) ②（セルフメディケーション税制ご利用の方） (支払った医薬品等購入費－保険金等で補填される額)－12,000円 (限度額88,000円) ※①・②のいずれか一方の控除しか受けられません。																													

申告書の記載例

令和8年度 市民税・府民税申告書

表

 提出年月日 木津川市長宛 年 月 日 8 3 3	現住所	京都府木津川市 木津南垣内110番地9	資料番号	
	令和8年1月1日現在の住所	☒ 同上	電話番号	72-XXXX
	フリガナ	キツガワ タロウ	生年月日	個人番号
	氏名	木津川 太郎	明・大・昭 平・令 35年8月31日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業共済 等掛金控除	社会保険等の種類	支払った保険料
	源泉徴収票のとおり・国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・その他	210,000 円
	源泉徴収票のとおり・国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・その他	69,630 円
	源泉徴収票のとおり・国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・その他	
合 計		279,630 円
⑮ 生命保険料 控 除	新生命保険料の計 706 円	旧生命保険料の計 702 円
	100,000 円	15,000 円
	新個人年金保険料の計 705 円	旧個人年金保険料の計 37 円
	7,500 円	70,000 円
介護医療保険料の計 703 円		控除額ではなく、支払額の計を記入してください。
⑯ 地震 保険料控除	地震保険料の計 41 円	旧長期損害保険料の計 79 円
	45,000 円	
⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除 勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 [☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚] ⑱ ☐ ひとり親控除 (学校名)	⑲ ☐ 勤労学生控除
	氏名 本人	障害の程度 その他・特別障害者 身・療・精 4 級
⑳ 障害者控除	氏名 木津川 二郎	障害の程度 その他・特別障害者 身・療・精 1 級
	氏名 木津川 花子	明・大・昭・平 40年2月3日
㉑～㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者の氏名 木津川 花子	配偶者の合計所得金額 210,000 円
	個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)
㉓ 特定扶養親族 特別控除	氏名 木津川 二郎	生年月日 明・大・昭・平 7年6月30日
	個人番号 1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3	☒ 同居 続柄 子
	氏名 木津川 三郎	生年月日 明・大・昭・平 15年9月21日
	個人番号 4 4 4 4 5 5 5 5 6 6 6 6	☐ 同居 続柄 子
㉔ 特定扶養親族 特別控除	氏名 木津川 桜子	生年月日 明・大・昭・平 15年4月20日
	個人番号 7 7 7 7 8 8 8 8 9 9 9 9	☒ 同居 続柄 母
	氏名 木津川 三郎	生年月日 明・大・昭・平 15年9月21日
	個人番号 4 4 4 4 5 5 5 5 6 6 6 6	☐ 同居 続柄 子
(16) 控除未 満の扶 養外親 族	氏名 木津川 春男	生年月日 平・令 2年5月10日
	個人番号 1 3 5 7 9 2 4 6 8 0 1 2	☒ 同居 続柄 孫
	氏名	生年月日 平・令 年 月 日
	個人番号	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

(16) 控除未 満の扶 養外親 族	氏名 木津川 春男	生年月日 平・令 2年5月10日	☒ 同居 続柄 孫
	個人番号 1 3 5 7 9 2 4 6 8 0 1 2		
	氏名	生年月日 平・令 年 月 日	☐ 同居 続柄
	個人番号		
(16) 控除未 満の扶 養外親 族	氏名	生年月日 平・令 年 月 日	☐ 同居 続柄
	個人番号		
	氏名	生年月日 平・令 年 月 日	☐ 同居 続柄
	個人番号		

別居の扶養親族がいる場合は、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉘ 医療費控除 (セルフメディ ケーション税制)	支払った医療費 ㉙	保険金等で補填される金額 ㉚	総所得金額等の合計額×5%と10万円の少ない方の金額
	400,000 円	230,000 円	100,000 円
セルフメディケーション税制適用の方は上記の㉙と㉚に金額を記入し右記の□にチェックを記入してください。			☐

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・府民税の納税方法

☐ 給与から差し引き(特別徴収) ☒ 自分で納付(普通徴収)

特記事項		世帯識別	
		宛 名 番 号	生 年 月 日
1 収入 金額 等	事業等	ア 601	300,000 円
	農業	イ 602	
	不動産	ウ 603	600,000 円
	利子	エ 604	
	配当	オ 605	
	給与	カ 701	2,053,000 円
	公的年金等	キ 96	2,000,000 円
	雑業	ク 697	
	その他	ケ 606	
	総合譲渡	コ ー	
2 所得 金額	一時	シ ー	
	事業等	① 01	100,000 円
	農業	② 02	
	不動産	③ 04	500,000 円
	利子	④ 05	
	配当	⑤ 06	
	給与	⑥ 07	1,256,400 円
	公的年金等	⑦ ー	900,000 円
	雑業	⑧ 797	
	その他	⑨ 97	
合計	⑩ 08	900,000 円	
4 所得 から 差し 引 か れ る 金 額	総合譲渡・一時	⑪ ー	
	合計	⑫ 112	2,756,400 円
	社会保険料控除	⑬ 13	279,630 円
	小規模企業共済等掛金控除	⑭ 14	
	生命保険料控除	⑮ 15	70,000 円
	地震保険料控除	⑯ 18	22,500 円
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱ ー	
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳ ー	790,000 円
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒ 39	330,000 円
	扶養控除	㉓ ー	710,000 円
特定親族特別控除	㉔ ー	210,000 円	
基礎控除	㉕ ー	430,000 円	
⑬から㉕までの計	㉖ ー	2,842,130 円	
雑損控除	㉗ 11		
医療費控除	㉘ 12	70,000 円	
合計	㉙ 134	2,912,130 円	

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。

控除の種類		控除の要件等 (令和7年12月31日の現況)	控除額 (控除額の計算方法)			
②① 配偶者控除		あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。(※給与収入(パート、アルバイト等)のみの場合は給与収入が123万円以下) (注)他の人の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。 (注)民法の規定による配偶者である人に限ります。(内縁関係の人は該当しません。)	納税者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
			区 分			
②② 配偶者 特別控除		あなたと生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない場合、その所得金額に応じて計算した金額を控除することができます。ただし、あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除できません。 (注)他の人の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	納税者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
			所得金額			
②③ 扶養控除 16歳未満 の扶養親族 (控除対象外)		あなたと生計を一にする配偶者以外の親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。(親族とは6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。) (注)他の人の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	区分			
			控除額			
			該当者			
②④ 特定親族 特別控除		あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、控除対象扶養親族に該当しない場合、その所得金額に応じて計算した金額を控除することができます。	合計所得金額			
			給与収入のみの 場合の収入金額			
			控除額			
②⑤ 基礎控除		合計所得金額に応じて控除額が変わります。	合計所得金額			
			控除額			
			0円			

※控除を適用する配偶者及び扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

税額から差し引かれる控除 以下に該当する人は、記入してください。

● 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける人

「上場株式等の配当」や「特定口座で取引された上場株式等の譲渡所得(源泉徴収することを選択したもの)」には、あらかじめ5%の住民税(配当割額、株式等譲渡所得割額)が源泉徴収されています。

申告した場合は、その所得を総所得金額に含めて住民税を算定し、すでに徴収されている配当割額と株式等譲渡所得割額を控除し、控除しきれない分は還付されます。

(注)ただし、申告した場合は、住民税の非課税基準の所得、配偶者控除・扶養控除の所得基準、国民健康保険税(料)、介護保険料等の算定の所得に算入されます。

(支払通知書や特定口座年間取引報告書を添付または提示してください。)

● 令和7年中に下記の寄附金を支出した人

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金。
- ② 京都府共同募金会又は日本赤十字社京都支部に対する寄附金。
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として木津川市税条例第34条の7に基づき、市長が指定した法人又は団体に対する寄附金。

(支出した寄附金の領収書や受領書を添付または提示してください。)

● 住宅借入金等特別控除を受ける人

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額について、市民税・府民税からも控除できます。

居住した年		手続き
平成28年から 令和7年12月	住宅借入金等特別控除 をはじめとする人	税務署での確定申告
	住宅借入金等特別控除 を受けるのが2年目以降の人	税務署での確定申告 市での市民税・府民税申告、 または勤務先での年末調整